

第4章 空家等対策の実施体制

4-1. 空き家相談窓口と庁内連携体制

(1) 空き家に関する総合的な相談窓口

空き家に関する相談は、空き家が周辺に及ぼしている悪影響に関する周辺住民等からの苦情や所有者からの利活用に関する相談など、内容は多岐にわたります。

空き家に関する各種相談の窓口を一元化するため、総合的な相談窓口を都市政策課に設けています。

空き家に関する相談窓口：都市政策課（072-754-6283）

(2) 庁内連携体制の構築

空き家をもたらす問題は、分野横断的に多岐にわたるものであり、市の様々な部局が密接に連携して対処する必要のある政策課題です。そのため、都市政策課が中心となり、庁内の関係部署と連携しながら、空家等対策を推進します。

庁内連携体制

部課名		役割（対応すべき事項）
まちづくり推進部	都市政策課	・空き家の対策全般に関すること
	審査指導課	・建築基準法での対応に関すること
市長公室	市政相談課	・市の法律相談、司法書士相談、行政書士相談等に関すること
	危機管理課	・池田市地域防災計画に関すること
	コミュニティ推進課	・地域コミュニティ維持・再生に係る利活用に関すること
総合政策部	SDGs政策企画課	・市政の基本構想及び基本計画に関すること
総務部	課税課	・空き家の固定資産税に関する情報提供に関すること ・勧告した特定空家等の固定資産税の住宅用地特例の適用除外に関すること
	納税課	・空き家の固定資産税及び所有者等に関する情報提供に関すること
市民活力部	総合窓口課	・所有者等の住民基本台帳及び戸籍の情報提供に関すること
	商工労働課	・商工業の振興施策としての利活用に関すること
	環境政策課	・空き家の環境衛生に係る対応に関すること
福祉部	高齢・福祉総務課	・高齢者世帯への空き家に係る周知・啓発に関すること
都市整備部	土木管理課	・空き家に係る市道上の危険防止に関すること
消防本部	消防署警備課	・消防法での対応に関すること
上下水道部	営業課	・空き家に係る水道利用状況の情報提供に関すること

4-2. 池田市空家等対策協議会の組織

空家法第7条第1項及び池田市空家等対策協議会条例第1条の規定に基づき、平成28年5月より池田市空家等対策協議会を組織しています。

本協議会は空家法第7条第2項の規定により、市長のほか、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市長が必要と認める者で組織し、本計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議を行います。

4-3. 関係団体との連携・協力

空き家に関する課題の解決には様々な分野の専門知識やノウハウを必要とします。そのため、宅地建物取引業者等の関係事業者団体や弁護士や建築士等の関係資格者団体との連携・協力により空き家の課題解決に取り組みます。空き家の対策に関し、本市と連携を行っている、又は今後連携を予定している団体は以下のとおりです。

団体名	関係団体 連携及び協力内容 (順不同)
池田市シルバー人材センター	空き家見守りサポート業務の実施
大阪府不動産コンサルティング協会	空き家見守りサポート業務の運営支援 空き家セミナーへの講師派遣 空き家に関する相談対応（利活用など）
北摂不動産事業協同組合	池田市空家バンクの運営支援
大阪弁護士会	空き家に関する相談対応（法律相談など） 空き家セミナーへの講師派遣
大阪府建築士事務所協会	空き家に関する相談対応（建替え、リフォームなど）
H A - T（はあーと）クラブ	空き家に関する相談対応（建替え、リフォームなど）
大阪府建築士会	空き家に関する相談対応（建替え、リフォームなど）
池田市民生委員児童委員協議会	空き家管理の啓発活動
大阪法務局	相続登記の推進活動
大阪司法書士会	空き家に関する相談対応（相続登記など） 相続登記の推進活動
大阪土地家屋調査士会	空き家に関する相談対応（相続登記など） 相続登記の推進活動